

多摩市

こ わかもの けんり ほしょう 子ども・若者の権利を保障し しえん かつやく すいしん じょうれい 支援と活躍を推進する条例

どんな条例なの？

多摩市に関わるみんなで、
子ども・若者を誰一人取り残さずに、大切にするまちを目指します！

条例ってなに？
かんたんにいうと、
多摩市内で決める
ルールや目標のこと。

条例ができるまで

【子ども・若者をとりまく社会的背景】

子どもの貧困、児童虐待、いじめ、不登校、ひきこもり、自殺者数の増加等、
子ども・若者が抱えるさまざまな生きづらさや困難が深刻化

●平成30年6月 市長所信表明にて「条例策定も含めた子ども・若者の支援体制づくり」を表明

●平成30年11月 「多摩市子ども・若者に関する施策検討懇談会」での検討開始
⇒ 推進すべき施策の一つとして「子ども・若者育成支援のための条例制定」

市として条例の検討を開始

●令和2年9月 「多摩市子ども・若者総合支援条例検討委員会」での検討開始

●令和2年12月 子ども・若者の意見収集（子どもヒアリング、若者オンラインワークショップ）

●令和3年6月 検討委員会から条例素案の報告

●令和3年8月 市民からの意見募集（条例素案についてのパブリックコメント）

●令和3年8月 子ども・若者の意見収集（子ども・若者オンラインワークショップ、条例素案アンケート）

挑戦を後押ししてもらえた
勇気がもらえる



子ども・若者からの声

支えてもらうととても安心するし、支え合うことでほかの人にも自分と同じようにはっこりした気持ちになってほしい



若者の力って大事

子どもが意見を言える・
聴いてもらえる場がほしい

子ども・若者が多摩市に寄りそって
もらっていると実感できればもっと良い

子ども・若者を含む市民の意見を踏まえて、条例原案を決定

●令和3年12月 令和3年第4回多摩市議会にて、条例の議決

令和4年4月1日 「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」施行

条文の内容紹介

前文

今、**生きづらさや困難を抱える子ども・若者**の問題が深刻化しています。経済格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会の不安定さや分断が子ども・若者を取り巻く環境に大きな影響を与えており、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校やひきこもりの長期化、若年層の自殺者数の増加などの課題が顕在化しています。

どのような環境に生まれ、暮らしていくても、子ども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら、育ち暮らしていけるように、多摩市ならではの環境をつくることが重要です。

子どもの権利条約では、子どもを権利の主体として位置付け、生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利を定めており、多摩市では、**子ども・若者の権利**として、これら四つの権利を保障し、子ども・若者の挑戦を応援します。

子ども・若者は、守られる存在であり、自ら考え、行動できる存在もあります。周囲の人が**子ども・若者の主体性**を尊重し、子ども・若者が**他者と互いに認め合う**ことによって、子ども・若者の**自己肯定感や自信**につながっていきます。

私たちは、子ども・若者の権利を共通認識として、さらに理解を深め、全ての子ども・若者が自分らしさを見出し、成長できるように、次の取組を進めます。

私たちは、子ども・若者の抱える困難をいち早く見つけ、その状況や意思に寄り添い、連携・協力し、**切れ目のない支援**を行います。

私たちは、子ども・若者の一人ひとりの意思を尊重し、自ら抱える課題や社会の課題と向き合い、解決に向けて**挑戦する勇気**をたたえ、**結果にかかわらずその未来を応援**します。

私たちは、このまちで暮らし、活動していることによる強みを生かして、子ども・若者とも力を合わせて、子ども・若者が**活躍**する多摩市の実現に向けて行動します。

私たちは、これまでの多摩市自治基本条例に基づく市民主体のまちづくりや、誰もが健やかで幸せを実感できる健幸都市・多摩市の実現に向けた取組をさらに進め、**子ども・若者を誰一人取り残さず、大切にするまち・多摩市**の実現を目指し、この条例を制定します。

第1条 目的

子ども・若者が**切れ目のない支援**を受けられる環境



子ども・若者が**まちづくりに参画し、活躍**できる環境



全ての子ども・若者が、

自分自身を認め、他者と互いに認め合いながら、
将来にわたり希望を持って成長できるまちの実現

それぞれの価値観を認め合うことが自己肯定感や自信につながります。

子ども・若者が自分なりの目指す姿に向けて取り組めるよう後押しするまちをつくります。



第2条 定義

(1) 子ども・若者

おおむね**30歳代までの市民**



(3) まちづくり

市や地域の**さまざまな主体**が、
それぞれの**特性や強み**を生かしながら、
状況に応じて**連携**し、
暮らしやすいまちをつくる活動

(2) 市民

- 市内に住んでいる人、市内で働いている人、市内で学んでいる人
- 市内で事業活動を行う人・団体
- 市内で活動する人・団体

市の取組だけでなく、地域のみなさんの
さまざまな取組もまちづくりです。

第3条 基本理念

子ども・若者の権利の保障



子ども・若者にとって最も良いことは何かを考え、尊重します。

切れ目のない支援



成長等に応じて円滑に支援される環境を整えます。

意見表明・まちづくり参画



意見表明やまちづくり参画ができる環境を整えます。

さまざまな主体の相互協力・相互支援



子ども・若者を含め、さまざまな主体が支援する側・される側の役割を固定せず、お互いに協力し支え合う関係をつくります。

第4条 子ども・若者の権利

生きる権利、育つ権利、守られる権利、抱える困難に応じて必要な支援を受ける権利



支援

命が守られること、能力を伸ばして成長できるように学び、遊ぶこと、暴力から守られることなどの基本的人権があり、困難に応じて必要な支援を受ける権利があります。

社会の一員として意見を表明し、暮らしやすいまちの実現に向けて参画する権利



自分の意見を伝えるのが得意な人も、苦手な人も、考え方や思いを表明する権利があり、まちづくりに参画する権利があります。

結果にとらわれず、自らの意思で挑戦し、その挑戦を後押ししされながら成長する権利



挑戦とは、自分の課題や困難を乗り越えようとしていること、経験のないことや難しいことに取り組むことなど、人それぞれ違います。自分なりの挑戦は、結果にかかわらず成長につながります。

第5条 市民の役割

市民

個人

団体

活動団体

事業者

- 子ども・若者の権利の尊重
- 子ども・若者の見守り、ともに活動、情報の提供、助言などの支援

特に大人世代は、子ども・若者の権利の尊重や見守りなどを自分の役割として認識し、行動します。



- それぞれの強みを生かした活動、他団体との相互連携

専門性や柔軟性などの強みを生かして活動し、市や他の団体と相互に連携します。



- 働く場・働く経験から得た知識の提供を通じた子ども・若者の育成

働く場を提供することで生計の基盤や活躍の機会をつくり、職場体験などを通じて子ども・若者の未来を育みます。



信頼できる関係が身近にあることで、見守りの機能や子ども・若者本人の助けを求める力(受援力)が高まり、困っている子ども・若者の早期発見・早期対応につながります。



第6条 市の役割



- 基本理念にのっとった、総合的・具体的な施策と推進体制
- 基本理念の周知啓発
- 市と市民、市民同士の連携に向けた取り組み



第7条 切れ目のない支援のための仕組みづくり



困難を抱える子ども・若者に気づき、
支援につなぐための多様な機会

地域のつながりなどを活かして困っている子ども・若者を発見します。
困り事を自覚していない子ども・若者には、問題に気づき、支援を活用できるように働きかけます。

各支援者間で支援が途切れないよう、
子ども・若者本人の状況や意思に寄り添い、
成長過程に応じて連携・支援

年齢や支援者間で支援が途切れないよう、
それぞれの特性や成長段階、状況、意思に配慮し、必要に応じて次の支援者につなぎます。



子ども・若者を支援する市民が
その役割を十分に果たせるように
必要な支援策を検討・実施

思いや意欲、専門性や技術を持った人材が、やりがいと自信を持って活動できる
ような施策を総合的に検討します。

第8条 まちづくりへの参画・活躍のための環境づくり



子ども・若者を
社会の一員として尊重し、
意見の表明・まちづくりへの参画
に向けた環境や機会の充実

子ども・若者が、暮らしやすいまちづくりに参画しようと主体的に思えるよう工夫し、機会の確保に努めます。

子ども・若者が
その持てる能力を發揮して
まちづくりに挑戦し、活躍できる環境づくり

子ども・若者が、まちづくりに力を発揮し、
挑戦できるように、個々の能力に応じた
活躍を応援します。
若い世代の力を信じ、その価値観や多様性を受け止め、主体性を尊重します。

第9条 子ども・若者計画



子ども・若者計画に定めること

- (1) 子ども・若者の支援・活躍の推進に関する基本的な方針
- (2) 基本的な方針を具体化する施策の内容
- (3) 施策の達成目標

第10条 推進体制



子ども・若者計画の推進、
施策の評価等を行うために
必要な推進体制を整備

【問い合わせ】

多摩市役所 子ども・若者政策課 子ども・若者政策担当
〒206-8666 多摩市関戸6-12-1

TEL 042-338-6958 / FAX 042-372-7988



条例についてのくわしい内容は
多摩市公式ホームページへ